

「緊急事態宣言」延長に伴う臨時休館の延長について

いつも五月山体育館をご利用いただきありがとうございます。

「緊急事態宣言」の延長に伴い、

令和3年4月25日（日）から令和3年5月31日（月）までの間、

臨時休館 となります。

なお、**五月山緑地駐車場も期間中は閉鎖**となります。

臨時休館に伴い、各利用において以下の対応を取らせていただきます。

※ 6月1日（火）は通常の休館日となりますのでご注意ください。

1 ジム・プールを定期利用でのご利用の場合

臨時休館に伴い、4月分定期使用料の還付手続きをとらせていただきます。還付方法等の手続については、施設再開後にご案内させていただきます。

2 アリーナ・多目的室・小多目的室でのご利用の場合

臨時休館に伴い、期間中予約された施設が使用できません。使用中止に伴うキャンセル料は発生いたしません。

3 スポーツ教室の休講

臨時休館に伴い、教室は休講となります。休講になった教室は開館後延期して開催します。詳細については、後日五月山体育館ホームページにてお知らせします。

利用者みなさまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

五月山体育館